

テーマ: 医師・看護師等の宿日直許可基準について

厚生労働省において今年3月に取りまとめられた「医師の働き方に関する検討会報告書」の内容を踏まえ、令和元年7月1日に「医師・看護師等の宿日直許可基準」について、これまでより明確な基準が打ち出されました。2024年からの医師の労働時間上限規制に向け、改めて医師・看護師の宿日直とはどのようなものか、労働との違いを確認するとともに、これを機に労働時間に関する見直しを行いましょ。

●医師・看護師等の宿日直基準とは

労働基準法第41条に定める「宿日直勤務の許可」とは、労働基準監督署の許可を得た場合に、労働基準法上の労働時間、休憩、休日に関する規定は適用を除外するというものです。一般的な許可基準のほか、医師・看護師についてはさらに細目を定めています。今回の通達によりこの細目が更に明確化されました。

●宿日直中とみなされる業務

医師の宿日直勤務については、次に掲げる条件の全てを満たし、かつ、宿直の場合は夜間に十分な睡眠がとり得るものである場合に労働基準監督署へ届出をすることで「宿日直の許可」が与えられます。

- (1) 通常の勤務時間の拘束から完全に開放された後であること。
- (2) 宿日直中に従事する業務は、一般の宿日直業務には、以下の例より特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務に限ること。
 - ▶ 医師が、少数の要注意患者の状態の変動に対応するため、問診等による診察等（軽度の処置を含む、以下同じ）や、看護師等に対する指示・確認を行なうこと。
 - ▶ 医師が、外来患者の来院が通常想定されない休日・夜間（例：非輪番日）において、少数の軽症の外来患者や、かかりつけ患者の状態の変動に対応するため、問診等による診察等や、看護師等に対する指示、確認を行なうこと。
 - ▶ 看護職員が、外来患者の来院が通常想定されない休日・夜間（例：非輪番日）において、少数の軽症の外来患者や、かかりつけ患者の状態の変動に対応するため、問診等を行なうことや、医師に対する報告を行なうこと。
 - ▶ 看護職員が、病室の定時巡回、患者の状態の変動の医師への報告、少数の要注意患者の定時検脈、検温を行なうこと。
- (3) 上記(1)、(2)以外に、一般の宿日直の許可の際の条件を満たしていること。

●宿日直の許可を受けた場合の留意点

宿日直中に、通常の勤務時間と同様様の業務に従事することがまれにある場合であっても、一般的にみて、常態としてほとんど労働することがない勤務とされ、かつ夜間に十分な睡眠がとれるのであれば宿日直の許可は取り消されません。なお、通常の勤務時間と同様様の業務に従事した時間については、時間外労働として労働基準法第37条の割増賃金を支払うことになります。

無料

お困りのことやご不明な点などがございましたらお気軽にご相談ください！
社会保険労務士と医業経営コンサルタントがアドバイスいたします(秘密厳守)。

東京都医療勤務環境改善支援センター随時相談窓口**☎ 03-6272-9345** (平日9時30分から17時30分まで)

詳細はこちらから検索! ⇒

東京都 勤務環境

検索

**勤務環境かいぜんサポートナビ**